2023年度版

介護保険と高齢者福祉サービスガイドブック

一人ひとりが生き生きと安心して暮らせるまちに

もくじ

介護保険ってどんな制度?…… P. 1
「要介護認定」の申請のしかた…… P. 2
状態と利用できる介護サービス…… P. 3
介護サービスを受ける場合…… P. 3
介護予防・日常生活支援総合事業…… P. 4
総合事業サービスの内容…… P. 5
介護(予防)サービスの内容…… P. 6
一般介護予防事業を利用しましょう…… P. 9
高齢者福祉事業…… P. 11
介護保険料…… P. 15
介護サービス利用者が負担する費用…… P. 17
介護保険サービス費用の目安(参考)…… P. 19
各種軽減…… P. 21
サービス提供事業者一覧…… P. 25
地域包括支援センター…… P. 30

酒田市

介護保険ってどんな制度?

介護保険制度は、介護を必要とするご本人やその家族が抱えている介護に対する不安や負担を社会全体で支え合う仕組みです。私たちが高齢になり心身が弱くなったときでも、必要な介護サービスを選び、利用することによって、安心していきいきと暮らしていけるように支援するための制度でもあります。そして、介護を必要とせず、元気に暮らすための介護予防を推進していくものです。

この制度の運営主体(保険者)は酒田市で、40歳以上の皆さん全員が加入者(被保険者)となり、保険料を負担しあいます。

被保険者

加入者は、年齢により第1号被保険者と第2号被保険者に区分されます。

65歳以上の人(第1号被保険者)

介護サービスを利用できるのは…

介護を必要と認定された人(どんな病気やけがが原因で介護が必要になったかは問われません)

40歳から64歳の人(第2号被保険者)

介護サービスを利用できるのは…

特定疾病が原因となって介護が必要であると認定された人(特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象になりません)

保険証は大切に!

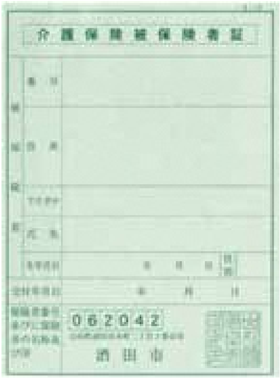
介護保険被保険者証
062042
酒田市

こんなときに必要です

・要介護認定の申請、更新
・介護サービス計画(ケアプラン)の作成
・介護サービスの利用

※保険証には有効期限がなく、生涯使用できます。大切に保管してください。

65歳以上の人は

65歳になった月(1日生まれの人は前の月)に交付されます。

40歳から64歳の人は

要支援・要介護と認定された人や、保険証の交付を申請した人に交付されます。

特定疾病とは…

1 がん末期(医師が医学的知見に基づき回復の見込みがない状態と判断したもの)
2 関節リウマチ
3 筋萎縮性側索硬化症
4 後縦靱帯骨化症
5 骨折を伴う骨粗鬆症
6 初老期における認知症
7 パーキンソン病関連疾患
8 脊髄小脳変性症
9 脊柱管狭窄症
10 早老症
11 多系統萎縮症
12 糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症および糖尿病性神経障害
13 脳血管疾患
14 閉塞性動脈硬化症
15 慢性閉塞性肺疾患
16 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

「要介護認定」の申請のしかた

介護保険のサービスを利用するためには、まず申請が必要です

サービスを利用するためには、介護が必要であると認定されなければなりません。高齢者支援課または各総合支所の窓口に申請すると、調査・審査を経て、必要な介護の度合い（要介護状態区分）が決まります。原則として、申請から30日以内に認定結果が通知されます。

（※30日以内に認定結果をお知らせできないときは、延期の通知を送付します。）

申請

介護を必要とする人は、高齢者支援課または各総合支所の窓口へ要介護認定の申請をします。要介護認定申請書に介護保険の保険証を添えて提出してください。

※本人・家族以外に地域包括支援センターや成年後見人、省令で定められた居宅介護支援事業所や介護保険施設などによる代行申請も可能です。

※主治医（かかりつけのお医者さん）が決まっていない場合は相談下さい。

認定調査

心身の状況について酒田市の要介護認定調査員や市が委託したケアマネジャーが調査を行います。74項目を調査し、特記事項などについて、本人や家族の方から聞き取りを行うことになります。

※調査の際は、原則として家族などの立会いが必要です。

コンピュータ判定（一次判定）

調査票をコンピュータで分析し、介護を必要とする状態の程度を導き出します。

主治医意見書

市の依頼により、医師が介護を必要とする原因疾患などについて意見書を提出します。

※市が直接医師に依頼しますので、本人や家族が取得する必要はありません。

介護認定審査会（二次判定）

一次判定の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、介護認定審査会で審査し、要介護状態区分を判定します。

介護認定審査会は医療・保健・福祉の専門家で構成されています。

認定結果が通知されます

- 認定結果などが記載された保険証が郵送されます。
- 認定には有効期間がありますので、有効期間内に更新の手続が必要です。（更新の手続きは、認定終了の60日前から可能です。）
- 新規申請の認定有効期間は、申請日を認定初日として適用します。

認定結果

非該当
要支援１
要支援２
要介護１
要介護２
要介護３
要介護４
要介護５

３ページへ

※認定結果に疑問や不服がある場合は、高齢者支援課の窓口にご相談ください。

状態と利用できる介護サービス

元気な高齢者 → **元気高齢者の事業を利用できます**
・一般介護予防事業
・しゃんしゃん元気づくり事業　など

窓口
地域包括支援センター
介護予防プラン作成

介護予防が必要な高齢者 → 地域包括支援センター → **地域支援事業の介護予防事業を利用できます**
・すこやかマスターズ事業　など

チェックリストの該当者（P4参照） → 地域包括支援センター → **総合事業を利用できます**
・訪問型サービス
・通所型サービス

要支援１
要支援２
→ 地域包括支援センター → **総合事業と介護保険の介護予防サービスを利用できます**
・通所リハビリ、訪問介護など
・地域密着型介護予防サービス
介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）　など
・住宅改修、福祉用具貸与、購入など

窓口
居宅介護支援事業所
ケアプラン作成

要介護１
要介護２
要介護３
要介護４
要介護５
→ 居宅介護支援事業所 → **介護保険の介護サービスを利用できます**
・居宅サービス、訪問介護、訪問看護
通所介護、短期入所サービス　など
・地域密着型サービス
小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
（グループホーム）　など
・住宅改修、福祉用具貸与、購入など

※（介護予防）小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を利用する場合は、その施設がケアプランを作成します。

介護サービスを受ける場合

要介護（要支援）状態と認定された方は、原則としてかかった費用の１割（一定以上の所得がある方は２～３割）を利用料として支払い、介護サービスを利用することができます。（費用に関する詳しい説明はＰ５、17～24をご覧下さい。）

その際、在宅の方の場合はどんなサービスを１ヶ月にどれくらい利用するかという「介護サービス計画（ケアプラン）」を作ることが必要です。

施設への入所を希望する場合は、直接施設に申し込みます。

ケアプランの作成依頼
指定居宅介護支援事業所（P29）等に介護保険証を添えて申し込みます。
要支援１・２の方は、お近くの地域包括支援センター（P30）へ申し込みます。

→ **高齢者支援課へ届出**
ケアプランを作成する指定居宅介護支援事業所が決まったら、介護保険課へ「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出します。（ケアマネジャーが代行できます。）

→ **ケアプランの作成**
ご本人の健康状態や介護者の心身状態を考慮して、ケアマネジャーと本人・家族が話し合いながらが、必要な介護サービスや事業所、曜日・時間などを決定します。

→ **介護サービスを利用します**
ケアプランに基づいて介護サービスを利用します。利用者は、原則としてサービスにかかった費用の１～３割を負担します。

（状態に応じて、一定期間で見直し）

※ケアプランの作成については自己負担はありません。
※介護保険施設やグループホームに入所する場合、その施設内でケアプランを作成します。

要介護認定を受けなくても

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

を利用することができます。

総合事業とは

団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、持続可能な介護保険制度にするための一環として、全国一律の基準で提供している介護予防サービスの一部を酒田市の実情に合わせた独自の基準で提供していくものです。酒田市では平成29年４月から実施しています。

総合事業を利用するには

Ｐ２の要介護認定を受けなくても、65歳以上の方で「基本チェックリスト」の判定の結果、生活機能の低下が見られるなど条件に当てはまる方は、総合事業用の保険証が発行されます。保険証が発行されると、自宅でのホームヘルプに相当する「訪問型サービス」、デイサービスに相当する「通所型サービス」を利用することができます。サービス内容はＰ５をご覧ください。

基本チェックリストを受けるには

基本チェックリストはお住まいの地区を担当している地域包括センターで行います。

高齢者支援課または各総合支所の窓口に申請すると、後日、地域包括支援センター職員が訪問いたします。または、直接ご本人が地域包括支援センター窓口に行くとその場でチェックリストを行います。

判　定

地域包括支援センター窓口または地域包括支援センター職員の訪問によりチェックリストを行った後、高齢者支援課で国の基準に従って該当・非該当の判定をし、判定結果をご本人へ通知します。

総合事業Ｂ型実施団体（地域が担う介護予防・生活支援サービス）

※実施内容については各団体にお問い合わせ下さい。

【訪問型サービス】（２団体）

団　体　名	事　業　名	電話番号
琢成学区コミュニティ振興会	よろずや琢成	26-7715
田沢コミュニティ振興会	田沢おたすけ隊	54-2542

【通所型サービス】（18団体）

団　体　名	事　業　名	電話番号
松原学区コミュニティ振興会	まつばら元気倶楽部	23-7481
若浜コミュニティ振興会	笑顔つながる和かはま	26-9060
富士見学区コミュニティ振興会	うきうきサロンふじみ	22-4845
泉学区コミュニティ振興会	わくわく泉	34-0899
港南コミュニティ振興会	通所型Ｂ・予防事業	22-4473
琢成学区コミュニティ振興会	Vivid 琢成クラブ	26-7715
亀ケ崎コミュニティ振興会	みんなのいこいの場・亀ケ崎ほっとけあ	43-6170
西荒瀬コミュニティ振興会	健幸にしあらせ	34-3001
新堀コミュニティ振興会	止善パークにいぼり いきいき100歳体操教室	93-2001
十坂コミュニティ振興会	活き生き健康とさか	31-3094
東平田コミュニティ振興会	東平田「健康塾」	94-2151
上田コミュニティ振興会	上田元気サロン	25-2201
本楯コミュニティ振興会	もとたて2025プロジェクト	28-3202
南遊佐コミュニティ振興会	マイ夢の里プロジェクト	28-2708
大沢コミュニティ振興会	大沢いきいきクラブ	64-2824
日向コミュニティ振興会	にっこり体操	64-4913
田沢コミュニティ振興会	たざわ健康クラブ	54-2542
南平田コミュニティ振興会	健康増進教室	52-3770

総合事業サービスの内容

※酒田市内のサービス提供事業者は、P25以降をご覧ください。
※利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

訪問型サービス

	国の基準による訪問型サービス （改正前の介護予防訪問介護と同じサービス）	市の独自の基準による 訪問型サービス（Ａ型）
提供する事業所	訪問介護事業所（ホームヘルパーが自宅に訪問）	
内　　容	ホームヘルパー（訪問介護員）による身体介護、生活援助	掃除、洗濯、食事の準備や調理等の身体介護を伴わない生活援助 ※自分で行うことが難しい生活上の支援を行います。 ※家族のための家事や日常的な家事の範囲を超えることについてはサービスの対象となりません。
自己負担／月･回 （目安） ※記載の金額は、負担割合証が１割負担の方の場合になります。	月毎の定額の利用料 ・週１回程度の利用が必要な場合 **1,411円／月（訪問型独自サービスⅠ）** ・週２回程度の利用が必要な場合 **2,819円／月（訪問型独自サービスⅡ）** ・週２回程度を超える利用が必要な場合 **4,473円／月（訪問型独自サービスⅢ）** ※上記の利用料は、（　）の単位数に処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰを追加したものとなります。 ※初回時には別途加算があります。	**利用回数に応じた**利用料になります。 ・週１回程度の利用が必要な場合 **622円／回（訪問型独自サービスⅣ）** ・週２回程度の利用が必要な場合 **630円／回（訪問型独自サービスⅤ）** ・週２回程度を超える利用が必要な場合 **660円／回（訪問型独自サービスⅥ）** ※上記の利用料は、（　）の単位数に（　）の区分に応じた処遇改善加算を追加したものとなります。 ※初回時には別途加算があります。

通所型サービス

	国の基準による通所型サービス （改正前の介護予防通所介護と同じサービス）	市の独自の基準による 通所型サービス（Ａ型）
提供する事業所	通所介護事業所	
内　　容	生活機能の積極的な改善を図る運動など	生活機能の現状維持のための運動、アクティビティなど
提供時間／回	ケアプランにより異なります	２時間以上（施設滞在時間）／回
自己負担／月･回 （目安） ※記載の金額は、負担割合証が１割負担の方の場合になります。	月毎の定額の利用料 **要支援１　2,109円／月**（通所型独自サービス1） **要支援２　4,067円／月**（通所型独自サービス2） ※上記の利用料は、（　）の単位数に運動器機能向上加算、サービス提供体制加算Ⅱ、処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰを追加したものとなります。 ※この他に個別加算の有無によって増減があります。	**利用回数に応じた**利用料になります。 **１回あたり719円から** ※上記の利用料は、要支援１の１回あたりの単位数に生活機能向上グループ活動、運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上、処遇改善の各加算を追加したものとなります。 ※この他に入浴サービスを利用した場合は加算があります。（料金は施設により異なります。）

介護(予防)サービスの内容

※酒田市内のサービス提供事業者は、P25以降をご覧ください。

自宅で受けるサービス

1.訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事・入浴・排せつの介助や、炊事・清掃・洗濯といった家事など日常生活の世話をします。早朝や夜間に安否確認や排せつなど短時間の利用もできます。

- 身体の介助
- 生活の援助
- 通院等の介助
  介護タクシーによる通院等のための乗車または降車の介助など

※介護タクシーは、「要支援1・2」の方は利用できません。

2.訪問入浴

入浴が困難な寝たきりなどの方の家庭を移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

3.訪問看護

訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問し、医師の指示のもと療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

4.訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士などが家庭を訪問し、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

- マッサージ、運動、入浴などによる機能訓練（理学療法）
- 手芸、工芸などの手先の訓練、作業補装具の利用による機能訓練（作業療法）など

5.居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し医学的な管理や指導を行います。

- 医師による療養上の管理や指導
- 家族に対する看護方法の指導
- 歯科医師による管理や指導
- 薬剤師による服薬の管理や指導　など

日帰りで受けるサービス

6.通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通い、食事・入浴・日常動作訓練・レクリエーションなどが受けられます。

7.通所リハビリテーション（デイケア）

医療施設や介護老人保健施設などに通い、理学療法士、作業療法士などによるリハビリテーション等が受けられます。

短期入所サービス

8.短期入所生活介護（ショートステイ）

家庭で療養する高齢者などが、短期間施設に宿泊しながら、入浴・排せつなど日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

9.短期入所療養介護（ショートステイ）

家庭で療養する高齢者などが、短期間施設に宿泊しながら、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などを受けることができます。

- 食事、入浴、排せつの介助
- 看護師などによる健康チェック
- 理学療法士などによる機能訓練　など

地域密着型サービス

高齢者が住みなれた地域での生活を継続できるようにするため、身近な日常生活圏域ごとにサービスの拠点をつくり、支援していくものです。

10.認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、介護スタッフによる食事、入浴、排せつなど日常生活の支援や機能訓練を受けることができます。

※要支援1の方は利用できません。

11.小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて自宅で受けるサービスや泊まりのサービスを組み合わせて、柔軟に一体的なサービスを提供する小規模な拠点です。

※その他、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ミニ特養）、看護小規模多機能型居宅介護などがあります。

福祉用具・住宅改修

12.福祉用具の貸与

心身の機能が低下した高齢者に、特殊ベッド、車いす、歩行器などの日常生活の自立を助ける用具を貸与するサービスです。

●主な品目
車いす★、特殊ベッド★、エアマット★、体位交換器★、歩行器、歩行補助つえ　など

※要支援1・2及び要介護1の人は、★印の福祉用具は原則として、保険給付の対象となりません。（ただし、必要と認められた場合は、例外的に対象となります。）
※シルバーカーは保険給付の対象となりません。

13.福祉用具購入費の支給

特定福祉用具のうち貸与になじまない入浴、排せつに用いる用具の購入費を支給するサービスです。（年度内で１割負担の方は９万円、２割負担の方は８万円、３割負担の方は７万円まで支給されます）

●主な品目　腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽など

同一品目の福祉用具購入費の支給は原則１度に限ります（シャワーチェアと浴槽台など、用途が異なれば支給可）。

※購入費支給の対象となるのは、特定福祉用具販売事業所から購入した場合のみですのでご注意下さい。（P27をご覧ください。）

14.住宅改修費の支給

高齢者が住む住宅の小規模な改修に対して、限度枠内で費用が支給されます。
（原則として、生涯で１割負担の方は18万円、２割負担の方は16万円、３割負担の方は14万円まで支給されます）

●廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すり設置
●段差解消のためのスロープなどの設置
●滑り防止のための床材の変更
●引き戸などへの扉の取りかえ
●和式便器から洋式便器への取りかえ など

※工事着工前の申請が必要ですのでご注意下さい。
※改修を希望される場合は、必ずケアマネジャーに相談してください。
※ケアマネジャーが決まっていない時は、最寄りの地域包括支援センターに相談してください。

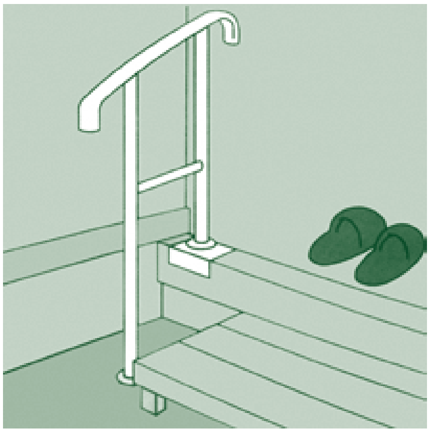

施設サービス

施設に入所して受けるサービスは、**要介護１～５**の方が利用できます。
（**要支援１・２**の方は利用できません）

種　類	内　容
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、在宅での介護が困難な方のための施設です。入所して日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを受けることができます。（※基本的に**要介護３**以上の方が利用できます）
介護老人保健施設 （老人保健施設）	病状が安定した方が、家庭へ戻れるようにリハビリや介護を受ける施設です。看護、医学的管理下における介護及び機能訓練などを受けることができます。
介護療養型医療施設 （療養病床等） 介護医療院	急性期の医学的治療を終え、長期にわたる療養や介護を必要とする方のための医療施設です。療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護などを受けることができます。

その他の施設で受けるサービス

15.特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設に入所している高齢者などは、食事、入浴、排せつの介助や機能訓練、療養上の世話を受けることができます。

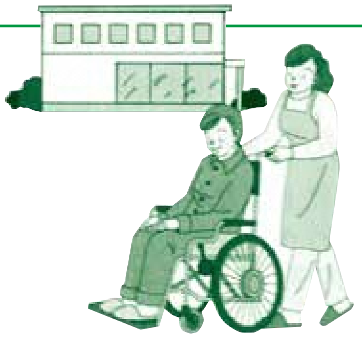

介護相談員へご相談下さい

施設をご利用の方々の質問や心配事の相談などを受けるため、酒田市介護相談員を介護サービス事業所等へ派遣しています。
お悩みのこと、心配事などがありましたら、お気軽にご相談ください。

一般介護予防事業を利用しましょう

～毎日をすこやかに過ごすために～

●一般介護予防事業は、高齢者の皆さん自身がより健康な生活を送れるような目標を立て、さまざまな介護予防メニューを組み合わせ、生活機能の維持向上を図ることによって、できる限り住み慣れた地域で生活できるようにすることを目指します。

介護予防講師派遣

事業内容：地域のグループに運動・栄養・口腔ケア等の講師を派遣することにより、自主的な介護予防活動を支援し、介護予防の普及を図ります。
実施内容：地域で自主的な活動をする高齢者のグループ（おおむね10人以上。自治会単位の老人クラブ、サロン等も可。）に対して、年２回、講師を派遣します。
利用者負担：無料
申込方法：高齢者支援課へご相談ください。

栄養口腔講座

65歳以上の方で、食事やお口に関する悩みや相談がある方、興味や関心がある方を対象に、低栄養、誤嚥性肺炎、認知症又は心身機能の衰え、要介護状態になることを予防するための取り組みをご紹介します。
実施内容：専門職による栄養管理やお口に関する内容の講座を行います。
利用者負担：無料
お問合せ：詳しくは高齢者支援課にお問合せください。

すこやかマスターズ事業

65歳以上の方で、生活機能の低下が認められ、要介護状態等となるおそれがある方に対して、デイサービスセンター等において介護予防プログラムを提供し、生活機能の維持及び向上を図るものです。
事業内容：デイサービスセンター等において、２時間のプログラムを、１人あたり週１回、12回提供します。
実施内容：健康状態の確認、生活指導、日常生活機能を向上させるための支援（レクリエーション、運動機能の維持向上、認知症予防）、送迎など
利用者負担：サービス事業所ごとに設定しています。
申込方法：お住まいの地区担当の地域包括支援センターを通してお申込みください。

しゃんしゃん元気づくり事業

65歳以上の方が自立した生活を継続できるように地域で居場所づくりを行い、介護予防や閉じこもり防止を行う自治会または学区（地区）社会福祉協議会に対して補助金を助成します。
事業内容：地域にお住まいの高齢者に対して、以下の事業を行うこと等が条件になります。
・同一年度内に12回以上（原則月１回以上）開催、１回当たり５人以上が参加すること
・会場が地区内にあり、原則同一会場で実施すること
・介護予防や健康づくりの内容を取り入れること
※過去に地域高齢者支え合い事業を利用したことがある自治会等は、過去利用した分と合わせて最大５年間補助金を利用することができます。
申込方法：詳しくは高齢者支援課へお問合わせください。

いきいき百歳体操

いきいき百歳体操とは、椅子に座ってゆっくりと手足を動かしていく体操で、筋力やバランス能力を高める効果が期待できるため現在全国に広がっている体操です。
内容：ＤＶＤの映像に合わせて行います。椅子に座って行うので高齢者の方でも手軽に出来ます。
回数：12回以上（最低３か月間、週１回取り組んでいただきます。）
対象：サロンなどの集まりから、自治会館等で自主的な介護予防活動を実施している３名以上のグループ
お問合せ：高齢者支援課、またはお住まいの地区担当の地域包括支援センターへご連絡ください。

元気シニアボランティア募集

事業内容：65歳以上の方から介護保険施設等でのボランティア活動を通じて、いつまでも元気で生き生きとした生活を送っていただこうという事業です。

実施内容：施設職員などと一緒に行う軽微かつ補助的な活動（お茶出し・食堂内の配膳補助、洗濯物の整理作業、除草、散歩や外出・イベント行事など）
総合事業Ｂ型通所型サービス事業の企画・運営・参加者の支援
特典／活動に応じてスタンプを付与。ポイントに応じて特産品などに交換可能。

申込方法：平日の午前９時～午後４時、介護保険証、ボランティア保険料（350円）を持参し、交流ひろば内　ボラポートさかた（☎43－8165）、社会福祉協議会八幡支部（☎64－3765）、松山支部（☎62－2843）、平田支部（☎52－2260）へ直接申し込みください。
ボランティア登録されるとボランティア手帳を交付します。詳しくは、ボラポートさかた、高齢者支援課にお問合せください。

体活・脳活元気アップ教室

65歳以上で、介護予防に興味のある方、筋力の低下を感じる方を対象に、中町にぎわい健康プラザにおいて運動プログラムを提供し、運動機能の維持及び向上を図るものです。

運動習慣を身につけることにより、継続的な介護予防効果が期待できます。

事業内容：90分のプログラムを、１人あたり週１回、12回を１コースとして、年間２コースの受講ができます。

実施内容：足腰を鍛え、バランス、歩行能力にアプローチする運動。
認知症予防の体操。
※送迎はありません

利用者負担：無料

申込方法：市広報にて募集いたします。詳しくは、高齢者支援課にお問合せください。

家族介護慰労金支給

事業内容：本市に住所を有する方で、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

対象者：次の条件を満たす方
・要介護４または５と認定された要介護者を、過去１年間介護保険サービスを利用せず、在宅で介護している家族。（市税等滞納者及び生活保護受給者を除く）
年間の介護保険サービスの利用日数の合計が10日以内であれば、介護保険サービスを利用していないものとみなします。
・要介護者は継続して90日以上の入院をしていないこと。
※その他条件がありますので、詳しくは高齢者支援課へお問い合わせください。

交付金額：年額10万円

申請方法：高齢者支援課へご相談ください。

認知症カフェを開催しています

認知症の方やその家族、地域の方など、どなたでも参加できるカフェです。認知症について情報交換を行ったり、交流をはかる場です。介護相談や情報提供も行っています。お気軽にご参加ください。

事業内容：中町にぎわい健康プラザで毎月１回開催。ミニ講座や情報交換など。

お問合せ：詳しくは高齢者支援課または、お住まいの地区担当の地域包括支援センターへご連絡ください。

高齢者福祉事業

在宅で過ごされている高齢者の方へ

ほっとふくし券事業

在宅での介護を必要とする方の経済的な負担の軽減を目的として、市の指定する福祉等のサービスを利用するとき、または市に登録した紙おむつ小売業者からリハビリパンツ等を購入するときに、それらの利用者負担や購入費用の一部に使用することのできる、ほっとふくし券を交付します。

ほっとふくし券（一般用）

事業内容：次のサービスに利用できるほっとふくし券を交付します。
①乗合バス（るんるん・ぐるっと）回数乗車券購入・デマンドタクシー使用料　②市に登録したタクシー事業者を利用した場合のタクシー運賃　③市に登録した事業者の配食サービス利用者負担　④市に登録した有償ヘルパー事業所の家事援助サービス利用者負担（介護保険サービス・軽度生活援助事業利用を除く）　⑤市に登録した紙おむつ小売業者からのリハビリパンツ・尿取りパッド・尿漏れパッド・介護用防水消臭シーツ（使い捨てタイプに限る）・介護用使い捨て手袋・おしりふき・からだふきの購入　⑥定期航路個人旅客運賃　⑦市に登録した事業者からの防災ラジオの購入

対象者：要支援１～要介護５と認定され在宅で介護を受けている方で、前年度の介護保険料段階が第３段階以下（世帯全員非課税）の方（市税等滞納者及び生活保護受給者を除く）

交付金額：要介護度により年10,000円～30,000円
（10月以降に申し込まれた方は5,000円～15,000円）

申込方法：介護保険証をご持参のうえ、高齢者支援課または各総合支所健康福祉係へ直接お申し込みいただくか、地域包括支援センター、ケアマネジャー等を通してお申し込みください。

ほっとふくし券（ストレッチャー車専用）

事業内容：病院等の通院、入院及び退院時にストレッチャー車両が必要な方で一定の条件を満たす方へストレッチャー加算相当分に利用できる専用券（1,000円×24枚、片道１回2,000円まで使用可）を交付します。（10月以降に申し込まれた方は12,000円）

対象者：下記の条件をすべて満たす方
①要介護４または５と認定され座位が保てない方　②在宅で介護を受けている方
③前年度の介護保険料段階第５段階以下（本人非課税）の方（市税等滞納者及び生活保護受給者を除く）

申込方法：高齢者支援課または各総合支所健康福祉係へ直接お申し込みいただくか、地域包括支援センター・ケアマネジャー等を通してお申し込みください。

ほっとふくし券（訪問理容・美容サービス専用）

事業内容：理容所または美容所に行くことができない高齢者等の方へ、理容師または美容師が居宅を訪問して理容または美容を受けるときの出張費用を助成する訪問理容・美容サービス専用券（1,000円×５回分）を交付します。

対象者：要介護１～５と認定され在宅で介護を受けており、前年度の介護保険料段階第５段階以下（本人非課税）の方（市税等滞納者及び生活保護受給者を除く）

申込方法：ほっとふくし券（ストレッチャー車専用）と同様です。

ほっとふくし券（寝具洗濯乾燥消毒サービス専用）

事業内容：寝具の衛生管理が困難な高齢者の方へ、普段使用している寝具の洗濯・乾燥・消毒を利用するときの寝具洗濯乾燥消毒サービス専用券（1,000円×５枚）を交付します。

対象者：寝具の衛生管理ができない高齢者のみの世帯に属する方で、在宅で介護を受けており（要支援１以上）、前年度の介護保険料段階第５段階以下（本人非課税）の方（市税等滞納者及び生活保護受給者を除く）

申込方法：ほっとふくし券（ストレッチャー車専用）と同様です。

在宅紙おむつ券事業

事業内容：市に登録した紙おむつ小売業者から紙おむつ・尿取りパッド・尿漏れパッド・リハビリパンツ・介護用防水消臭シーツ（使い捨てタイプに限る）・特殊尿器用尿取りパッドを購入したときに、購入費用の一部に使用することのできる在宅紙おむつ券を交付します。

対象者：下記の条件をすべてを満たす方
①要介護１～５と認定され在宅で介護を受けている方で、前年度の介護保険料段階が第５段階以下（本人非課税）の方（介護保険料滞納者及び生活保護受給者を除く）
②日常生活の自立度判定基準を満たす方または認知症や寝たきりにより常時失禁の方

交付金額：介護保険料段階の区分により月額3,500円又は7,000円（申請月から）

申込方法：介護保険証をご持参のうえ、高齢者支援課または各総合支所健康福祉係へ直接お申し込みいただくか、地域包括支援センター、ケアマネジャー等を通してお申し込みください。

高齢者の方への生活支援

鍼・灸・マッサージ等利用助成事業

事業内容：鍼・灸・マッサージ等利用助成券を交付します。助成は施術１回につき1,000円とし、１人あたり年６回分です。ただし、10月以降に申請のあった方は年３回分の交付になります。

対象者：満70歳以上の方（年度中に70歳になる方も含みます）

申込方法：利用される方のマイナンバーカード、健康保険証等をご持参のうえ、高齢者支援課または各総合支所健康福祉係へ本人または家族が直接お申し込みください。

やさしい生活支援事業

事業内容：新たに福祉機器を購入等する際に、市が認める購入費用等の本人市民税非課税の場合１／２、本人市民税課税の場合１／４（1,000円未満切捨て）で１回あたり８万円を限度とし、一生涯で15万円まで助成します。なお、年度を問わず既に15万円の助成を受けた方は、再度申請することはできません。

対象者：在宅で生活する満年齢で65歳以上の方（市税等滞納者を除く）。

助成対象：①手すりの設置　②シルバーカーの購入　③１点つえの購入（年度内に２本までの購入が可能）
ただし、①については65歳以上の方のみで構成された世帯が対象となります。併せて、要介護認定を受けていないことが要件となります。
①②③とも、補助金は購入・設置費用が6,000円以上の場合に対象となります。

申込方法：既に購入または着工したものについては助成対象となりませんので、必ず事前に高齢者支援課または各総合支所健康福祉係へお申し込みください。
申請の際に必要なものは、①見積書②介護保険証または障害者手帳です。

その他：①福祉機器の購入・設置にあたっては市内の事業者に依頼してください。
②１点つえを購入する場合、つえ先ゴムが多点の形状の場合等、品目によっては対象にならない場合があります（不明な点がありましたら事前に相談願います）。
③本事業は予算の範囲内での助成となります。そのため、予定の金額に達し次第受付を終了します。

保険外サービスをまとめた「酒田市社会資源ファイル」

掲載項目：介護保険外家事援助等／配食・弁当／配送サービス／移動販売／移送サービス／デマンドタクシー／通院バス／サービス付き高齢者向け住宅／有料老人ホーム／宅老所／ケアハウス／高齢者向け賃貸住宅／訪問理容・訪問美容／住環境支援／安否確認・見守り／口腔ケア／通いの場／地域食堂／ボランティア等

詳しい情報はこちらからご確認ください。

軽度生活援助事業

事業内容：自分で行うことが困難で、１時間以内で終わる下記対象業務を援助します。（介護保険の要支援・要介護認定者等で訪問介護等により対応可能な場合は除きます。）
①買い物　②ゴミ出し　③灯油つめ

対象者：65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、疾病、認知症、虚弱等の理由で日常生活上の援助が必要な方。（飛島に居住する高齢者の方を除き、総合事業対象者及び要支援・要介護認定を受けた方は本事業の利用対象外となります。）

利用者負担：30分以内130円　30分を超えて１時間以内260円

利用回数：灯油つめを除き週１回（飛島に居住する高齢者は週２回まで可）

事業者：

事業者名	所在地	電話
酒田市シルバー人材センター	相生町2丁目3-80	22-3344
和　　楽	飛島字中村甲50	91-9230

申込方法：高齢者支援課または各総合支所健康福祉係へ直接お申し込みいただくか、地域包括支援センター、各地区の民生委員を通してお申し込みください。

やさしいまちづくり除雪援助事業

事業内容：自力での除雪が困難なおおむね65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯や障がい者世帯などに対して地域の除雪ボランティアが各家庭の生活通路の除雪を行います。

※除雪ボランティアが見つからない場合、市内の事業者で対応する場合があります。

申込方法：各地区の民生委員を通して福祉企画課に登録してください。

※除雪ボランティアを募集しています。ボランティア登録は福祉企画課へお申し込みください。

問合先：福祉企画課地域福祉係（☎26－5731）

高齢者雪下ろし支援事業

事業内容：積雪による被害を防止するために住居の屋根に積もった雪下ろしを実施（酒田市指定の事業所を利用）した場合に、その費用の一部を助成します。

助成対象：当該年度の市民税が非課税の世帯（生活保護世帯は除く）かつ、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯で、自ら住居の雪下ろしをすることが困難で、親類縁者等による援助も期待できない世帯。（借家は除きます）

助成金額：1回25,000円を上限に、要した費用の１／２以内（同一年度内３回まで利用可）。

申込方法：初めて利用される方は事前登録が必要です。福祉企画課または各総合支所健康福祉係へ直接お申し込みいただくか、各地区の民生委員を通してお申し込みください。

問合先：福祉企画課地域福祉係（☎26－5731）

飛島在住の高齢者の方へ

飛島高齢者生活支援事業

事業内容：飛島に住所を有する65歳以上の方へ、定期航路運賃の一部を助成します。島民運賃の復路分（1,720円）を助成する券を年間10枚発行し、経済的負担の軽減を図り、市内との往来を促進して福祉の向上を図ります。

対象者：飛島に住所を有する65歳以上の方（他の制度により助成を受けている方は、対象外となる場合があります。）

申込方法：高齢者支援課またはとびしま総合センターへ直接お申し込みください。

飛島高齢者短期入所等運営事業

事業内容：飛島に居住している高齢者を、介護者に代わって一時的に介護する必要がある場合に、とびしま総合センターに通所または宿泊して、介護・食事・入浴などのサービスを受けることができます。

対象者：飛島に居住している総合事業対象者及び要介護認定を受けている方

申込方法：高齢者支援課またはとびしま総合センターへ直接お申し込みください。

その他

敬老寿賀事業

事業内容：高齢者の方の長寿を祝うことにより、生きがいを持ち、今後の生活の励みにしていただくため賀詞等を贈呈します。
対　象　者：米寿（数え年88歳）、長寿（数え年100歳）

養護老人ホーム

事業内容：次の対象となる方に対し、施設において、生活に必要な各種サービスを提供します。
対　象　者：おおむね65歳以上の方で、家族または住居の状況、経済的事情などの理由のため、居宅での生活を継続することが困難な方
利用できる施設：

施設名	所在地	電話	入所定員
かたばみの家	酒田市北千日堂前字松境16	35－1471	50人

利用者負担：対象となる方及び対象となる方の扶養義務者の前年の収入に応じて決定されます。
申込方法：高齢者支援課または各総合支所へ直接お申し込みください。ただし､施設が満室の場合には､空きがでるまでお待ちいただく場合があります。

救急安心カード

急病等の緊急時に備え、かかりつけの病院（医院）や緊急時連絡先を記入したカードを容器に入れてご自宅の冷蔵庫に保管しておくものです。容器の上ふたと側面にステッカーを貼り、冷蔵庫にもステッカーを貼ります。救急搬送等の緊急時以外は、個人情報は使用されません。
事業内容：対象者に救急安心カード、ステッカー、収納容器を配付します。
対　象　者：①ひとり暮らし高齢者（おおむね65歳以上）の方
②おおむね50歳～65歳の一人暮らしの方
③ひとり親世帯（父または母と18歳未満の子）
④高齢者・障がい者だけで構成される世帯
⑤現役世代と同居の高齢者で日中一人になる時間が長い方（世帯）
※配付対象者以外の世帯で希望される場合は、カードとステッカーのデザインを市ホームページからダウンロードすることができます。
問　合　先：福祉企画課地域福祉係（☎26－5731）

災害時要援護者避難支援事業

災害時の避難行動等において支援が必要となる高齢者や障がいを持つ方の情報を台帳形式で整備し、災害時の安否確認や避難誘導等の支援活動に活用する事業です。
事業内容：災害が発生した場合に、支援者が台帳に登録した災害時要援護者の安否確認や避難誘導の手助けを行います。
対　象　者：在宅の高齢者や障がいを持つ方などで災害時の避難に支援が必要な方
申　込　先：登録を希望する方は、「災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）」を記入し、自治会にお申し込みください。登録にはコミュニティ振興会、自治会、民生・児童委員、酒田市社会福祉協議会、地域包括支援センター、支援者などへ登録内容を提供することに同意が必要です。
問　合　先：福祉企画課地域福祉係（☎26－5731）
※この事業は地域の支え合いによって行われるものです。支援者に責任が生じるものではないことをご了承ください。また、所属する自治会で登録を行っていないものの、登録を希望する場合は、市福祉企画課へご相談ください。

成年後見制度利用支援事業

事業内容：認知症高齢者等の判断能力が不十分な方の成年後見制度の利用に際し、費用負担が困難な方に対して、経費の助成を行います。
助成対象：①鑑定費用　②成年後見人・保佐人・補助人に対する報酬
問　合　先：福祉企画課地域福祉係（☎26－5731）

介護保険料

65歳以上の人（第１号被保険者）の介護保険料は、令和３年度から５年度における、酒田市での介護サービスに要する費用をまかなえるよう算定した基準額をもとに、１人１人の所得状況に応じて決められます。

酒田市の基準額（月額）　6,380円

介護保険給付にかかる費用 × 65歳以上の人の負担分（23%） ÷ 65歳以上の人口 ÷ 36ヶ月

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料（令和３年度～５年度）

保険料段階	対　象　者	保険料平均月額	保険料年額
第１段階	生活保護受給者。世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金収入金額※1とその他の合計所得金額※2の合計が80万円以下の人（老齢福祉年金受給者を含む）。	2,233円（基準額×0.35）	26,796円
第２段階	世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金収入金額※1とその他の合計所得金額※2の合計が80万円を超え120万円以下の人。	2,871円（基準額×0.45）	34,452円
第３段階	世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金収入金額※1とその他の合計所得金額※2の合計が120万円を超える人。	4,466円（基準額×0.70）	53,592円
第４段階	本人は市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいる、本人の公的年金収入金額※1とその他の合計所得金額※2の合計が80万円以下の人。	6,061円（基準額×0.95）	72,732円
第５段階	本人は市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいる、本人の公的年金収入金額※1とその他の合計所得金額※2の合計が80万円を超える人。	6,380円（基準額）	76,560円
第６段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人。	7,656円（基準額×1.20）	91,872円
第７段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人。	8,294円（基準額×1.30）	99,528円
第８段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人。	9,570円（基準額×1.50）	114,840円
第９段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の人。	10,846円（基準額×1.70）	130,152円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上の人。	12,122円（基準額×1.90）	145,464円

◆※1「公的年金収入金額」とは、国民年金、厚生年金、共済年金等の公的年金等控除額を差し引く前の年金収入額です。なお、障害年金や遺族年金などの非課税年金は含みません。※2「合計所得金額」とは、年金や給与などの収入から公的年金等控除額や給与所得控除額を差し引いた所得額の合計です。「その他の合計所得金額」には年金収入にかかる雑所得は含みません。

◆各月の納付額は端数処理等により月平均とは異なります。同じ保険料段階であれば１年間の合計額は同じです。

◆納めていただいた介護保険料は確定申告や還付申告、住民税申告の際に社会保険料控除として申告することができます。

◆令和元年度より、消費税率引上げによる財源を活用し、第１段階から第３段階までの介護保険料を軽減しています。

介護保険（給付費）の財源

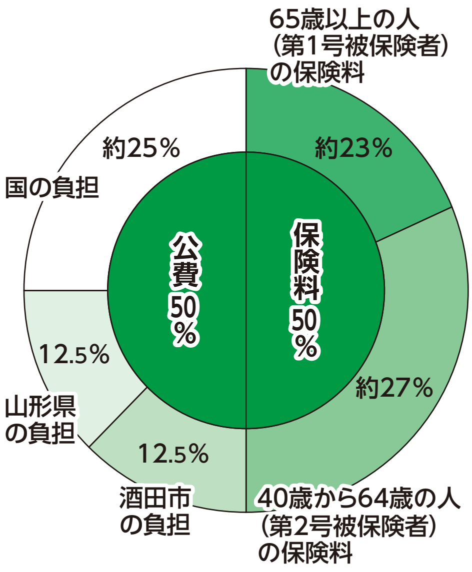

◆上記のグラフは居宅サービスの財源内訳で、施設サービスの場合は、国約20%、県17.5%の負担となります。

介護保険料の納め方

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金などの年金が、年額18万円以上の人 → **●特別徴収（介護保険法第135条）**
年金の定期支払い時（偶数月の年６回・通常は15日）に、あらかじめ差し引かれます。納入の手続は特に不要です。

※新たに65歳になられた方は普通徴収から始まり、特別徴収（年金からの天引き）開始まで6〜8ヶ月ほどかかります。

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金などの年金が、年額18万円未満の人 → **●普通徴収（介護保険法第132条）**
市で送付する納付書（コンビニエンスストアでの納付も可）または口座振替により、毎月納めていただきます。口座振替を利用すると納め忘れがなく便利です。（お近くの金融機関または郵便局で手続きができます。）

※納付書または口座振替以外に、「LINE Pay請求書支払い」、「PayPay請求書払い」のスマホ決済でもお支払いできます。スマホ決済は、専用アプリから納付書に印字されたバーコードを読み取るだけで、金融機関やコンビニエンスストアに出向くことなく、24時間いつでもどこでもお支払いできます。
※40歳から64歳の人（第２号被保険者）は、医療保険料と介護保険料を合わせて納めます。加入している医療保険によって算定方法が異なりますので、詳細については各医療保険の保険者へお問い合わせ願います。

●保険料は納期までに納めましょう

保険料は酒田市に住む全ての被保険者で負担していただくものですので、公平性の原則から保険料を納めない人には以下のような措置が講じられることとなっています。一方で被保険者の皆様に対する介護予防にも役立てられますので、納付に対するご理解とご協力をお願いいたします。

①１年以上滞納すると…
１年間滞納した場合、介護サービスを利用したとき、利用料の全額を自己負担し、申請により保険給付分９割、８割または７割相当分を市から払い戻しを受ける「償還払い」に支払方法が変更になります。

②１年６ヶ月以上滞納すると…
上記①の対応をしたうえに、滞納している保険料の額を保険給付分の払い戻しを受ける額から差し引くことになります。

③２年以上の滞納期間があると…
通常１割、２割または３割の利用者負担が３割または４割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給や施設入所・短期入所の食費・居住費（滞在費）の軽減が受けられなくなります。

●介護保険料納付相談員にご相談下さい

介護保険料の納付方法に関する相談を受けたり、口座振替の加入促進、介護保険制度の趣旨などを普及させるため、納付相談員が相談やご質問に対応しています。ぜひお気軽にご相談ください。

※介護保険料の軽減制度もありますので、21ページをご参照ください。

介護サービス利用者が負担する費用

介護サービスや介護予防サービスを利用した場合、かかった費用の1割～3割を利用者が負担します。

居宅サービスの場合

居宅サービスは要介護度に応じて利用限度額（月額）が設定されています。限度額を超えて利用した分については、全額自己負担となります。

※短期入所サービスについては、連続した利用は30日までです。（連続して30日を超えた利用の場合、31日目以降は全額自己負担となります。）

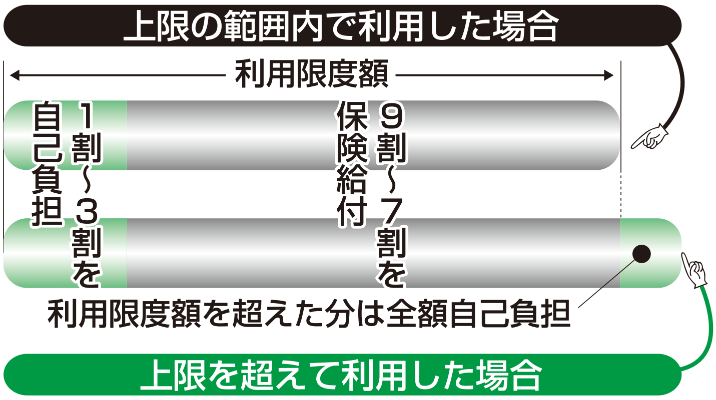

要介護度	サービス利用限度額（月額）	自己負担額（月額）：1割負担（2割負担）
要支援1	50,320円	5,032円（10,064円）
要支援2	105,310円	10,531円（21,062円）
要介護1	167,650円	16,765円（33,530円）
要介護2	197,050円	19,705円（39,410円）
要介護3	270,480円	27,048円（54,096円）
要介護4	309,380円	30,938円（61,876円）
要介護5	362,170円	36,217円（72,434円）

利用者負担割合

介護サービスを利用する場合には、所得の状況に応じて、介護サービス費の１割から３割をご負担いただくことになります。

負担割合証で、自己負担割合をご確認ください。

施設サービスの場合

施設サービスを利用した場合、介護費用の１割～３割と食費・居住費の全額が自己負担となります。なお、食費・居住費については、世帯の課税状況によって軽減される場合もあります。（P21、22をご覧下さい）

施　　設	おおよその自己負担額（介護費用1割+食費・居住費）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	91,000円程度～147,000円程度
介護老人保健施設（老人保健施設）	82,000円程度～137,000円程度

※各施設とも要介護4、基準費用額（P20）により算出した１か月の負担額（目安）です。

利用者負担の判定の流れ

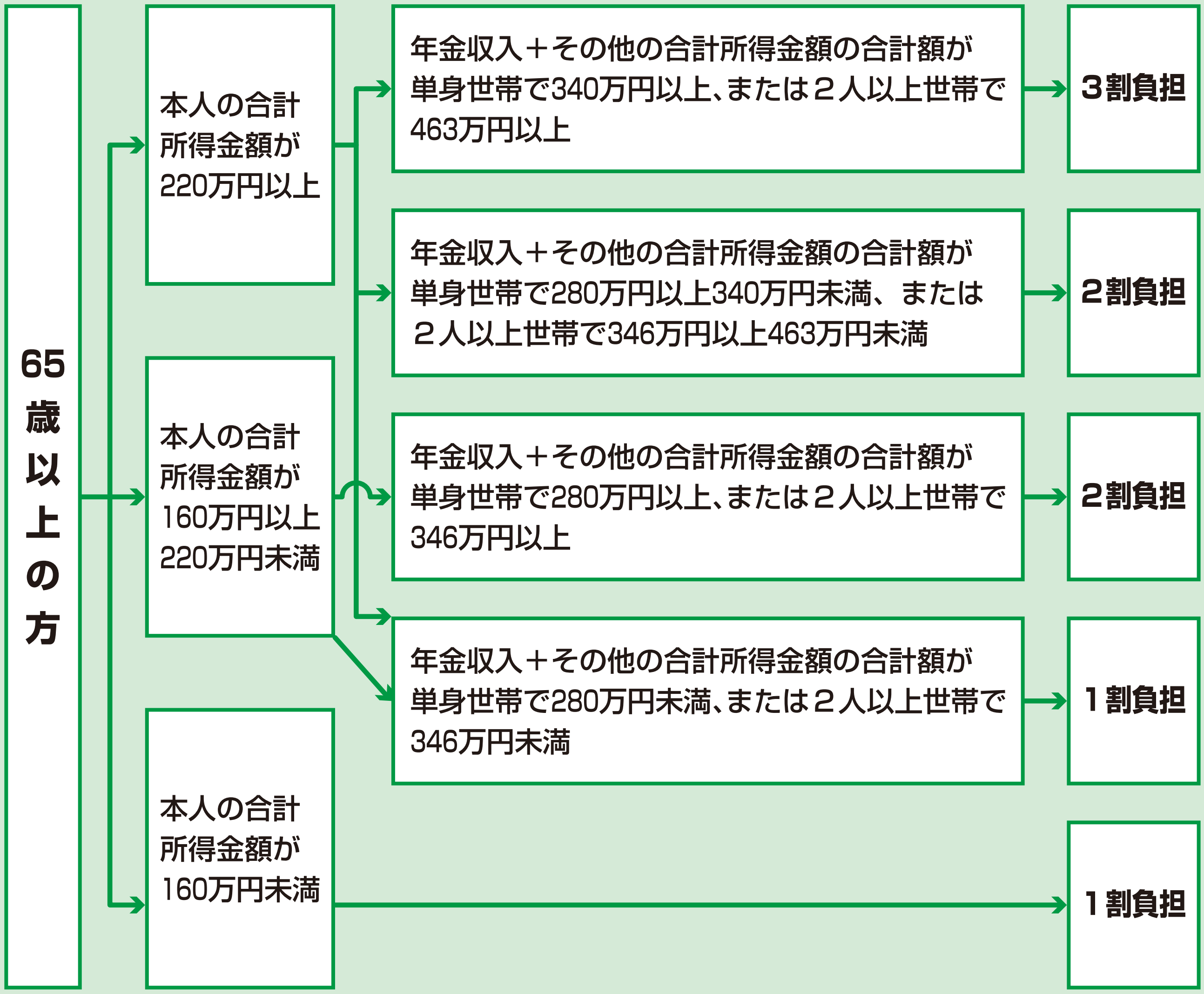

※第２号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず１割負担

２割負担になるのはどういう人ですか？

65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上、220万円未満の方です。

ただし、合計所得金額が160万円以上であっても、実際の収入が280万円に満たないケースや、65歳以上の方が２人以上いる世帯で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円未満、２人以上の世帯で346万円未満の場合は、１割負担になります。

３割負担になるのはどういう人ですか？

65歳以上の方で、合計所得金額が220万円以上の方です。

ただし、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で340万円未満、２人以上の世帯で463万円未満の場合は、２割または１割負担になります。

40歳～64歳の方（第２号被保険者）、市民税非課税の方、生活保護受給者は、所得の金額に関わらず１割負担です。

※「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

介護保険サービス費用の目安（参考）

介護報酬は、利用する人の要介護度やサービスにかかる時間などによって決められた単価です。単価は介護の種類によって加算されることがありますので、ここでは主なサービスの加算のない目安を載せています。**なお、利用する人が実際に負担する金額は、ここに示した単価の１～３割になります。**

■要支援1･2の方が利用できるサービス

サービスの種類	内容の目安	要支援1	要支援2	備　考
介護予防訪問入浴介護	入浴車による訪問	8,520円		居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設の浴室利用が困難な場合などに限定されます。
介護予防訪問リハビリテーション	20分／回につき	3,070円		
介護予防訪問看護	訪問看護ステーションから（30分未満）	4,500円		
	病院または診療所から（30分未満）	3,810円		
介護予防居宅療養管理指導	医師による指導（1ヶ月に2回まで）	5,140円		
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	共通的サービス ※送迎・入浴含む	1ヶ月　20,530円	1ヶ月　39,990円	
	選択サービス（運動器機能向上）	1ヶ月　2,250円加算		
	選択サービス（栄養改善）	1ヶ月　2,000円加算		
	選択サービス（口腔機能向上）	1ヶ月　1,500円加算		
介護予防短期入所生活介護、療養介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設（併設型・多床室1日につき）	4,460円	5,550円	
	介護老人保健施設（従来型・多床室1日につき）	6,100円	7,680円	
介護予防特定施設入居者生活介護	1日につき	1,820円	3,110円	

■要介護1～5の方が利用できるサービス

サービスの種類	内容の目安	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問介護（ホームヘルプ）	身体介護（30分以上1時間未満）	3,960円				
	生活援助（20分以上45分未満）	1,830円				
	通院のための乗車・降車の介助	990円				
訪問入浴介護	入浴車による訪問	12,600円				
訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリ（20分／回）	3,070円				
訪問看護	訪問看護ステーションから（30分未満）	4,700円				
	病院または診療所から（30分未満）	3,980円				
居宅療養管理指導	医師による指導（1ヶ月に2回まで）	5,140円				
通所介護（デイサービス）	通常規模の事業所で、6時間以上7時間未満の場合（送迎を含む）	5,810円	6,860円	7,920円	8,970円	10,030円
通所リハビリテーション（デイケア）	6時間以上7時間未満（送迎を含む）	7,100円	8,440円	9,740円	11,290円	12,810円
短期入所生活介護、療養介護（ショートステイ）	短期入所生活介護（介護老人福祉施設併設型・多床室1日につき）	5,960円	6,650円	7,370円	8,060円	8,740円
	短期入所療養介護（介護老人保健施設従来型・多床室1日につき）	8,270円	8,760円	9,390円	9,910円	10,450円
特定施設入居者生活介護	1日につき	5,380円	6,040円	6,740円	7,380円	8,070円

■施設サービス

介護老人福祉施設

利用者負担段階	施設(居室)の種類	居住費+食費	利用者負担額	1か月(30日)の負担額
第1段階	多床室	9,000	23,400 (15,000)	32,400 (24,000)
	ユニット型個室	33,600	25,860 (15,000)	59,460 (48,600)
第2段階	多床室	22,800	23,400 (15,000)	46,200 (37,800)
	ユニット型個室	36,300	25,860 (15,000)	62,160 (51,300)
第3段階①	多床室	30,600	23,400 (24,600)	54,000 (55,200)
	ユニット型個室	58,800	25,860 (24,600)	84,660 (83,400)
第3段階②	多床室	51,900	23,400 (24,600)	75,300 (76,500)
	ユニット型個室	80,100	25,860 (24,600)	105,960 (104,700)
第4段階	多床室	69,000	23,400 (44,400)	92,400 (113,400)
	ユニット型個室	103,530	25,860 (44,400)	129,390 (147,930)

介護老人保健施設

利用者負担段階	施設(居室)の種類	居住費+食費	利用者負担額	1か月(30日)の負担額
第1段階	多床室	9,000	28,470 (15,000)	37,470 (24,000)
	従来型個室	23,700	26,220 (15,000)	49,920 (38,700)
第2段階	多床室	22,800	28,470 (15,000)	51,270 (37,800)
	従来型個室	26,400	26,220 (15,000)	52,620 (41,400)
第3段階①	多床室	30,600	28,470 (24,600)	59,070 (55,200)
	従来型個室	58,800	26,220 (24,600)	85,020 (83,400)
第3段階②	多床室	51,900	28,470 (24,600)	80,370 (76,500)
	従来型個室	80,100	26,220 (24,600)	106,320 (104,700)
第4段階	多床室	54,660	28,470 (44,400)	83,130 (99,060)
	従来型個室	93,390	26,220 (44,400)	119,610 (137,790)

※利用者負担額は**要介護4**で、各種加算は含みません。また、(　　)の金額は高額介護サービス費支給後の実負担額(P23)になりますが、(　　)の金額が上回っている段階については、左側の金額が適用されます。
※利用者負担段階は、P22を参照ください。
※居住費・食費は、第1段階～第3段階②は補足給付の負担限度額、第4段階は基準費用額としています。(P22)
※介護老人保健施設は従来型で算定しています。

各種軽減

介護保険料の軽減について

●介護保険法に基づく介護保険料段階の変更（境界層該当措置）

第１号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、前年の所得に基づいて設定されます。しかし、設定された段階の保険料を負担すると生活保護が必要となるような場合で、様々な軽減措置を行った上でより低い保険料段階にすれば保護を必要とせずに済むときには、保険料の段階を変更することができます。

●酒田市介護保険条例に基づく介護保険料の減免

世帯の生計中心者が死亡し、収入が著しく減少した場合や、災害により著しく損害を受けた場合などに、申請により介護保険料が減免されることがあります。また、介護保険料の段階が第２段階・第３段階の人で、世帯の収入や資産などの状況から、その保険料の納付が困難と認められる場合については、第１段階と同額に減額されることがあります。

申請する場合、前年と比較して著しく収入が減少していることを確認できる書類等が必要になりますので、詳しくは高齢者支援課または各総合支所までご相談ください。

社会福祉法人が実施するサービスを利用する場合

社会福祉法人が実施する介護保険サービスの利用者負担額が軽減されます。

対象となるサービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護予防訪問介護、介護予防通所介護等のサービス

対　象　者:①次のア～カの全てを満たす方

軽減割合　介護サービスに係る利用者負担額　25%、食費及び居住費　25%

ア. 世帯全員が市民税非課税で、世帯の年間収入額が単身世帯で150万円、１人増えるごとに50万円を加算した額以下である。

イ. 世帯の預貯金額が単身世帯で350万円、１人増えるごとに100万円を加算した額以下である。

ウ. 日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産を有していないこと。

エ. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。(施設入所者の方は、身元引受人の課税状況を確認します。)

オ. 介護保険料を滞納していないこと。

カ. 負担限度額認定を受けている。

②老齢福祉年金受給者でア～カの全てを満たす方

軽減割合　介護サービスに係る利用者負担額 50%、食費及び居住費 50%

※①②とも、カ.負担限度額認定を受けていないときは、食費及び居住費の軽減が受けられません。

食費・居住費の自己負担額の減額～負担限度額認定

低所得の人の施設・ショートステイの利用が困難にならないよう、所得状況に応じて食費・居住費の自己負担上限額が定められています。高齢者支援課に申請し認定を受けた場合、食費・居住費が以下の通り軽減されます。

●対象となるもの

・介護保険施設（介護老人福祉施設（特養）等、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）の食費・居住費
・短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ）の食費・居住費

●対象とならないもの

・グループホーム、小規模多機能型居宅介護の食費・居住費負担
・デイサービスなどの食費負担

※転入や転居で住所変更のあった場合は申請が必要です。
死亡や転出により、住民税が課税されている世帯員の構成に変更があった場合も申請が必要です。

食費・居住費の負担限度額（１日あたり）

収入（所得）の状況		預貯金等の資産の状況（※）	居住費					食費	
			多床室	従来型個室（特養）	従来型個室（老健・療養等）	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室	施設サービス	短期入所サービス
第１段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	0円	320円	490円	490円	820円	300円	300円
第２段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額（公的年金等に係る雑所得の金額を除く）＋課税・非課税年金の収入額が80万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	370円	420円	490円	490円	820円	390円	600円
第３段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額（公的年金等に係る雑所得の金額を除く)＋課税・非課税年金の収入額が80万円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
第３段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額（公的年金等に係る雑所得の金額を除く)＋課税・非課税年金の収入額が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円
第４段階（基準費用額）	上記以外の方（非該当の方）		（老健・療養等）377円 （特養）855円	1,171円	1,668円	1,668円	2,006円	1,445円	1,445円

※　２号被保険者（65歳未満）の方については、段階に関わらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。

認定要件 … 次のいずれにも該当する方

(1)本人及びその同一世帯員全員が住民税非課税であること

(2)本人の配偶者が住民税非課税であること
　配偶者については、申請された被保険者と別世帯であっても判定対象となります。

(3)預貯金額等が一定額以下であること
　基準額については、上の表をご覧ください。

自己負担が高額になったとき～高額介護（介護予防・総合事業）サービス費

１か月に利用した在宅サービスや施設サービスの自己負担額の合計が、以下に示す上限額を超えた場合、その超えた金額が高額介護（介護予防・総合事業）サービス費として支給されます。

負担段階区分		自己負担上限額（１か月あたり）
①現役並み所得者	住民税課税所得（※）690万円以上	140,100円（世帯）
	住民税課税所得（※）380万円超690万円未満	93,000円（世帯）
	住民税課税所得（※）145万円超380万円未満	44,400円（世帯）
②本人または世帯内のどなたかに市民税課税（①以外）		44,400円（世帯）
③本人及び世帯全員が住民税非課税		24,600円（世帯）
④・本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入＋合計所得金額（公的年金等に係る雑所得の金額を除く）が80万円以下の人 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者		15,000円（個人）
⑤生活保護の受給者		15,000円（個人）

※前年の12月31日（１月から７月までの場合は前々年）現在で、
❶同一世帯にいる16歳未満の控除対象者（同年の合計所得金額が38万円以下）の数×33万円
❷同一世帯にいる16歳以上19歳未満の控除対象者の数×12万円

❶・❷の合計額を住民税課税所得から控除して得た額となります。

■高額介護（介護予防・総合事業）サービス費の対象とならないもの
- 福祉用具購入費・住宅改修費の自己負担分
- 施設サービスなどの食費や居住（滞在）費など、介護保険の給付対象外の利用者負担分
- 利用限度額を超えて居宅サービスを利用した場合、その自己負担分

介護費用の支払いが困難な場合～高額介護サービス費等貸付

「高額介護サービス費」の支給にあたっては、申請から支給まで、一定期間を要することになりますので、その間、経済的に介護費用の支払いが困難な方に対して酒田市が費用の一部について貸し付けを行います。貸付額は「高額介護サービス費」に相当する額の範囲内となり、無利子です。なお、「高額介護サービス費」が適用されたときに、貸付額と相殺することになります。

高額医療・高額介護合算制度について

介護保険と医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療制度、被用者保険）の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額合計（年額）が、下の表の自己負担限度額を超えた分については、あとで保険から支払われます。

自己負担限度額

		75歳以上の方の世帯	70歳～74歳の方の世帯	70歳未満の方の世帯
加入している保険		後期高齢者医療制度+介護保険	国民健康保険または被用者保険など+介護保険	国民健康保険または被用者保険など+介護保険
現役並み所得者（70歳以上）・上位所得者（70歳未満）	Ⅲ	住民税課税所得690万円以上 212万円		
	Ⅱ	住民税課税所得380～690万円未満 141万円		
	Ⅰ	住民税課税所得145～380万円未満 67万円		
一　般		56万円		住民税課税所得145万円未満 60万円
低所得者	Ⅱ	31万円		34万円
	Ⅰ	19万円（31万円）※		

※介護保険の利用者が複数いる場合は、介護保険からの支給額は基準額を31万円にして再計算を行います。

■対象期間は毎年８月１日～翌年７月31日までの１年間です。

■次の費用は除いて計算されます。高額療養費、高額介護（予防）サービス費、入院時・入所時の食費・居住費、差額ベッド代など。

■介護保険と医療保険の双方から、自己負担額の比率に応じて支払われます。

サービス提供事業者一覧

ここに掲載されている内容は令和5年4月1日現在のものです。

予：総合事業旧予防給付相当（従前相当）サービスを実施する事業者
Ａ：総合事業Ａ型を実施する事業者

指定居宅サービス提供事業者一覧

訪問介護（ホームヘルプサービス）　30事業所	総	合			
株式会社福祉のひろば	予	A	〒998-0001	穂積字上市神139－5	☎33-2581
訪問介護すずらん	予	A	〒998-0011	上安町三丁目7－11	☎35-8355
ホームヘルプサービスキャット	予	A	〒998-0075	高砂三丁目8－35	☎35-1780
ニチイケアセンター東泉			〒998-0013	東泉町五丁目8－10	☎21-7311
ヘルパーステーションにしの	予	A	〒998-0018	泉町1－16	☎35-1456
酒田第一タクシー指定訪問介護事業所			〒998-0828	あきほ町651－4	☎22-7600
ニチイケアセンター酒田			〒998-0044	中町一丁目13－15	☎21-4801
酒田地域福祉事業所ヘルパーステーションこだま	予	A	〒998-0061	光ケ丘五丁目13－32	☎35-2955
和楽	予	A	〒998-0281	飛島字中村甲50	☎91-9230
ＪＡ庄内みどり福祉センター	予	A	〒998-0817	熊手島字道の下熊興屋17－1	☎24-5411
丸岡医院訪問介護事業所	予		〒998-0842	亀ケ崎七丁目4－22	☎22-2730
酒田合同自動車株式会社			〒998-0838	山居町一丁目5－33	☎22-4433
ニチイケアセンター酒田みずほ			〒998-0842	亀ケ崎三丁目5－55	☎21-8920
医療法人徳洲会介護老人保健施設徳田山介護センター	予	A	〒999-6852	相沢字道脇7	☎61-4161
アースサポート酒田			〒998-0833	若原町5－2	☎26-9900
シェ・モワ訪問介護サービス	予	A	〒998-0858	緑町13－38	☎25-8058
サン・シティ指定訪問介護事業所	予	A	〒998-0862	曙町二丁目28－5	☎26-7888
酒田市社会福祉協議会	予	A	〒998-0864	新橋二丁目1－19	☎22-3506
ふれあいヘルパーサービス指定訪問介護事業所	予	A	〒998-0865	北新橋一丁目8－1	☎23-8191
ヘルパーステーションあらた	予	A	〒998-0875	北新町一丁目1－43	☎26-4172
ニチイケアセンターこあら	予		〒998-0878	こあら二丁目5－2	☎21-8581
みすみ指定訪問介護事業所	予	A	〒999-6712	楢橋字大柳1－16	☎52-3470
うららホームヘルプサービス	予	A	〒999-8162	上野曽根字上中割73	☎25-2351
訪問介護事業所幸楽荘	予	A	〒999-8232	市条字荒瀬115	☎64-4374
訪問介護八重櫻	予	A	〒999-8166	牧曽根字宮ノ越92番地3	☎43-6955
かすみそう	予	A	〒998-0005	宮海字村東14－2	☎31-7745
ニチイケアセンターゆするべ			〒998-0821	遊摺部字村立5－1	☎21-9012
ニチイケアセンターあすか			〒999-6711	飛鳥字中島3－18	☎61-7060
愛ネットさかた			〒998-0006	ゆたか二丁目14－2	☎25-0205
訪問介護 はなはま			〒998-0075	高砂二丁目1－17	☎25-3636

訪問入浴介護　3事業所			
株式会社福祉のひろば	〒998-0001	穂積字上市神139－5	☎33-2581
アースサポート酒田	〒998-0833	若原町5－2	☎26-9900
日花里訪問入浴介護事業所	〒998-0853	みずほ二丁目17－3　Ｂ号	☎25-5910

訪問看護　8事業所			
訪問看護ステーションすずらん	〒998-0011	上安町三丁目7－11	☎35-8358
訪問看護ステーションスワン	〒998-0044	中町三丁目5－23	☎21-7345
訪問看護ステーションあらた	〒998-0875	東町一丁目15－25	☎26-0488
コンフォート樫の木	〒998-0878	こあら二丁目4－6	☎43-1245
訪問看護ステーションらいふ	〒998-0852	こがね町二丁目23－3	☎43-1888
訪問看護ずっと	〒998-0842	亀ケ崎四丁目15－45	☎43-1711
訪問看護ステーションやわた	〒999-8234	小泉字前田37	☎64-4585
ラポール訪問看護ステーション	〒998-0842	亀ケ崎二丁目26－41	☎25-5232

訪問リハビリテーション　6事業所			
健生ふれあいクリニック	〒998-0018	泉町1－16	☎33-6338
医療法人丸岡医院	〒998-0841	松原南15－1	☎23-8166
老人保健施設明日葉	〒998-0862	曙町二丁目18－6	☎22-3885
老人保健施設うらら	〒999-8134	本楯字前田127－2	☎28-3131
医療法人本間病院	〒998-0044	中町三丁目5－23	☎070-5473-5754
介護老人保健施設シェ・モワ	〒998-0858	緑町13－37	☎22-1400

通所介護（デイサービス）　46事業所	総	合			
福祉のひろば通所介護事業所	予	A	〒998-0001	穂積字上市神139－5	☎33-2210
在宅介護複合施設ほづみ指定通所介護事業所		A	〒998-0005	宮海字林内23	☎33-1150
ゆたかの家	予		〒998-0006	ゆたか二丁目5－1	☎43-1661
指定通所デイサービスセンターキャット	予	A	〒998-0013	東泉町三丁目2－11	☎21-9088
デイサービスセンターいずみ	予	A	〒998-0013	東泉町四丁目6－13	☎26-7345
ソーシャルさつき			〒998-0013	東泉町五丁目5－1	☎43-1530
ソーシャルいずみ			〒998-0013	東泉町五丁目5－6	☎21-2207
ニチイケアセンター東泉	予		〒998-0013	東泉町五丁目8－10	☎21-7311
介護予防センターさくら東泉	予	A	〒998-0013	東泉町六丁目1－9	☎31-9130
健生ふれあいクリニック通所介護	予	A	〒998-0018	泉町1－16	☎35-1339
多機能型介護ステーションぬくもり		A	〒998-0018	泉町9－19	☎34-7300
デイサービス明日葉	予	A	〒998-0022	駅東二丁目3－6	☎23-1125
デイサービスセンターすまいる			〒998-0036	船場町一丁目9－10	☎23-6155
介護予防センターさくら	予	A	〒998-0838	山居町二丁目1－7	☎22-3520
介護予防特化型通所介護あゆみ（総合事業所のみ）	予	A	〒998-0044	中町三丁目5－23	☎23-5592
ケアホームわかみやの郷			〒998-0053	若宮町二丁目2－29	☎41-2556
デイサービスセンターたんぽぽ	予	A	〒998-0054	宮野浦三丁目20－1	☎31-2244
ライフケア黒森指定通所介護事業所	予	A	〒998-0111	黒森字葭葉山54－10	☎25-4500
こもれびの郷浜中	予	A	〒998-0112	浜中字上村378－1	☎92-3170
介護予防センターさくら広野	予	A	〒998-0125	広野字末広102－1	☎92-4531
デイサービスセンターあずま	予	A	〒998-0805	関字向126－2	☎94-2377
ＪＡ庄内みどりデイサービス結い・なかひらた	予	A	〒998-0817	熊手島字道の下熊興屋17－1	☎24-5411
デイサービスセンターすずかぜ	予	A	〒998-0831	東両羽町6－2	☎28-8067
デイサービスセンタークローバー	予	A	〒998-0838	山居町二丁目10－7	☎28-8870
デイサービスセンターハート			〒998-0838	山居町二丁目11－23	☎43-6127
ニチイケアセンター酒田みずほ	予		〒998-0842	亀ケ崎三丁目5－55	☎21-8920
デイサービスセンターめぐみ			〒998-0852	こがね町一丁目20－11	☎43-0470
サン・シティ指定通所介護事業所	予	A	〒998-0862	曙町二丁目28－5	☎26-7770
パワーリハデイサービス酒田	予	A	〒998-0878	こあら三丁目1－5	☎21-0305
デイサービスまごころひばり			〒998-0878	こあら三丁目6－18	☎21-8750
コンフォート樫の木	予	A	〒998-0878	こあら二丁目4－6	☎43-1245
ニチイケアセンターこあら	予		〒998-0878	こあら二丁目5－2	☎21-8581
みすみ指定通所介護事業所	予	A	〒999-6712	楢橋字大柳1－16	☎52-3470
デイサービス眺海	予	A	〒999-6821	山寺字宅地159	☎62-3555
介護予防センターさくらの里	予	A	〒999-6861	字山田32－2	☎61-4871
酒田市デイサービスセンター松山	予	A	〒999-6862	字西田6	☎62-2843
北のかがやき	予	A	〒999-8164	漆曽根字腰廻34	☎35-8600
いこいの家	予	A	〒999-8231	麓字横道10－8	☎64-3321
通所介護事業所幸楽荘	予	A	〒999-8232	市条字荒瀬115	☎64-4380
通所介護八重櫻	予	A	〒999-8166	牧曽根字宮ノ越92	☎43-6955
ソーシャルわかば			〒998-0842	亀ケ崎四丁目11－5	☎43-6725
デイサービスあらた	予	A	〒998-0875	東町一丁目15－25	☎26-0488
てとて中町パワーリハフィットネス（総合事業のみ）	予	A	〒998-0044	中町一丁目10－16	☎22-3057
丸岡医院通所介護事業所いぶき	予	A	〒998-0842	亀ケ崎六丁目9－15	☎25-5702
デイサービス春			〒999-8233	法連寺字村前13－2	☎31-8900
デイサービスグラン			〒998-0864	新橋三丁目1－1	☎31-8255

通所リハビリテーション（デイケア）　8事業所			
健生ふれあいクリニック	〒998-0018	泉町1－16	☎33-6338
医療法人本間病院	〒998-0044	中町三丁目5－23	☎22-4709
医療法人丸岡医院	〒998-0841	松原南15－1	☎23-8177
介護老人保健施設シェ・モワ	〒998-0858	緑町13－37	☎22-1400
老人保健施設明日葉	〒998-0862	曙町二丁目18－6	☎22-3885
医療法人徳洲会介護老人保健施設徳田山	〒999-6852	相沢字道脇7	☎61-4040
老人保健施設うらら	〒999-8134	本楯字前田127－2	☎28-3131
高見台クリニック	〒998-0051	高見台一丁目13－14	☎31-7872

短期入所生活介護（ショートステイ）　15事業所			
在宅介護複合施設ほづみ指定短期入所生活介護事業所	〒998-0005	宮海字林内23	☎33-1150
ショートステイサービスかたばみ荘	〒998-0015	北千日堂前字松境18－1	☎35-1451
在宅介護支援施設にじの輪	〒998-0018	泉町1－16	☎33-3480
ショートステイあおい	〒998-0052	緑ケ丘二丁目16－1	☎41-2260
ショートステイひめふよう	〒998-0054	宮野浦三丁目20－1	☎41-2333
ライフケア黒森指定短期入所生活介護事業所	〒998-0111	黒森字葭葉山54－10	☎92-3355
ライフケア黒森ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護事業所	〒998-0111	黒森字葭葉山54－10	☎92-3371
短期入所生活介護事業所さくらホーム広野	〒998-0125	広野字末広102－1	☎91-1233
サン・シティ指定短期入所生活介護事業所	〒998-0862	曙町二丁目26－1	☎26-7788
ショートステイあずま	〒999-0802	生石字奥山155－1	☎94-2800
寿康園指定短期入所生活介護事業所	〒999-6712	楢橋字大柳3－1	☎52-3413
さくらホーム短期入所生活介護事業所	〒999-6851	中牧田字丸福171	☎62-2941
短期入所生活介護事業所さくらの里	〒999-6862	字西田16－1	☎61-4355
短期入所生活介護事業所幸楽荘	〒999-8234	小泉字前田50	☎64-3755
ショートステイグランパ・グランマ	〒998-0864	新橋三丁目1－1	☎31-8255

短期入所療養介護（ショートステイ）　5事業所			
介護老人保健施設ひだまり	〒998-0044	中町三丁目5－23	☎25-6356
介護老人保健施設シェ・モワ	〒998-0858	緑町13－37	☎22-1400
老人保健施設明日葉	〒998-0862	曙町二丁目18－6	☎22-3885
医療法人徳洲会介護老人保健施設徳田山	〒999-6852	相沢字道脇7	☎61-4040
老人保健施設うらら	〒999-8134	本楯字前田127－2	☎28-3131

特定施設入居者生活介護　2事業所			
ケアハウスふるさと	〒999-8141	豊原字大坪37	☎28-3133
特定施設かたばみの家	〒998-0015	北千日堂前字松境16	☎35-1471

福祉用具貸与・販売　14事業所			
タマツ酒田店	〒998-0851	東大町三丁目1－9	☎23-0721
さふらん酒田南店	〒998-0044	中町三丁目2－18	☎21-3200
マシマ介護事業部	〒998-0102	京田一丁目2－12	☎31-1664
ＪＡ庄内みどり福祉センター	〒998-0817	熊手島字道の下熊興屋17－1	☎24-5411
両羽商事株式会社	〒998-0823	卸町1－8	☎28-9123
株式会社蔵王サプライズ庄内営業所	〒998-0012	下安町15－6	☎43-0622
有限会社福祉用品やまがた	〒998-0842	亀ケ崎四丁目2－40	☎26-1725
未来創造館福祉用品事業所	〒998-0875	東町一丁目15－25	☎26-0488
ニチイケアセンターこあら	〒998-0878	こあら二丁目5－2	☎21-8581
グリーンオーク	〒998-0103	錦町四丁目1－2コーワビル1階	☎31-7770
イヅミ電気工業	〒998-0026	栄町15－8	☎22-7131
ツルカンシステム株式会社介護事業部福祉用具事業所	〒998-0824	大宮町二丁目3－18	☎23-7611
てんとう虫	〒998-0842	亀ケ崎七丁目3－11	☎090-5233-9444
ケアサポート庄内	〒999-8134	本楯字地正免151－3	☎28-8234

地域密着型サービス事業者一覧

定期巡回・随時対応型訪問介護看護　2事業所			
コンフォート樫の木	〒998-0878	こあら二丁目4－6	☎43-1245
訪問介護事業所眺海	〒999-6821	山寺字宅地159	☎62-3785

地域密着型通所介護　5事業所	総合				
デイサービスこだま		A	〒998-0061	光ケ丘五丁目13－32	☎35-2955
デイサービスセンターふれんど	予	A	〒998-0071	古湊町9－8	☎35-1210
デイサービスこもれび			〒998-0842	亀ケ崎五丁目7－53	☎43-1020
デイサービスセンターかたばみ荘			〒998-0015	北千日堂前字松境18－1	☎35-1451
アースサポート酒田	予		〒998-0833	若原町5－2	☎26-9900

認知症対応型通所介護　9事業所			
酒田市デイサービスセンターいずみ	〒998-0013	東泉町四丁目6－13	☎26-7345
グループホームひより（共用型）	〒998-0102	京田二丁目69－7	☎31-3377
認知症対応型通所介護楽楽	〒998-0044	中町三丁目2－21	☎21-1088
こもれびの郷認知症対応型通所介護事業所	〒998-0111	黒森字境山616－1	☎92-3427
つどいの家亀ケ崎	〒998-0842	亀ケ崎四丁目1－14	☎25-8125
デイサービスセンターサン・シティⅡ	〒998-0862	曙町二丁目28－5	☎26-7770
グループホームサン・シティ（共用型）	〒998-0862	曙町二丁目28－5	☎26-7810
グループホームあらた（共用型）	〒998-0875	東町一丁目15－25	☎23-5961
みすみ指定通所介護事業所	〒999-6712	楢橋字大柳1－16	☎52-3470

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）　16事業所			
グループホームはまゆう	〒998-0054	宮野浦三丁目20－1	☎31-4466
グループホームふれんど	〒998-0071	古湊町9－8	☎35-1210
グループホームひより	〒998-0102	京田二丁目69－7	☎31-3377
グループホーム亀ヶ崎	〒998-0842	亀ケ崎四丁目1－14	☎21-0880
グループホーム明日葉	〒998-0862	曙町二丁目24－2	☎26-7173
グループホームサン・シティ	〒998-0862	曙町二丁目28－5	☎26-7810
グループホームあらた	〒998-0875	東町一丁目15－25	☎23-5961
グループホームみどり	〒999-6702	砂越緑町五丁目43	☎61-7551
グループホーム眺海	〒999-6821	山寺字宅地159	☎62-2730
グループホームまつやま	〒999-6862	字西田12－5	☎61-4088
グループホームライフケア黒森	〒998-0111	黒森字葭葉山54－10	☎92-3372
認知症対応型グループホームほなみ	〒999-8134	本楯字前田127－2	☎91-7123
グループホームまいづる	〒999-8231	麓字横道10－8	☎25-0525
グループホーム結い	〒998-0014	千日町4－4	☎33-2255
グループホームこうらく	〒999-8234	小泉字前田44	☎64-3704
グループホーム結ぶ	〒998-0817	熊手島字道の下熊興屋17－1	☎43-6334

小規模多機能型居宅介護　15事業所			
多機能施設樫の木	〒998-0002	藤塚字中畑158	☎33-2277
小規模多機能型居宅介護施設さとわ下安町	〒998-0012	下安町9－8	☎23-2244
小規模多機能型居宅介護事業所多機能さくら東泉	〒998-0013	東泉町六丁目1－9	☎31-9120
多機能明日葉	〒998-0022	駅東二丁目3－6	☎23-1125
小規模多機能型居宅介護事業所多機能さくら住吉町	〒998-0029	住吉町3－32	☎33-3520
小規模多機能ふよう	〒998-0054	宮野浦三丁目5－65	☎31-0233
多機能施設かたばみ荘	〒998-0061	光ケ丘二丁目3－19	☎35-1453
小規模多機能型居宅介護事業所多機能さくら広野	〒998-0125	広野字末広105－5	☎91-1266
小規模多機能型居宅介護事業所多機能さくら亀ヶ崎	〒998-0842	亀ケ崎五丁目4－11	☎31-9190
小規模多機能型居宅介護施設さとわ	〒998-0852	こがね町二丁目25－1	☎22-6633
小規模多機能型居宅介護事業所多機能さくら若浜	〒998-0857	若浜町19－26	☎31-9180
小規模多機能型居宅介護事業所多機能さくら平田	〒999-6702	砂越緑町四丁目2	☎61-7010
小規模多機能型居宅介護事業所多機能さくら松山	〒999-6862	字西田12－5	☎61-4888
北のかがやき小規模多機能型居宅介護事業所	〒999-8164	漆曽根字腰廻34	☎35-8610
多機能こうらく	〒999-8234	小泉字前田37－5	☎64-3745

地域密着型介護老人福祉施設（ミニ特養）　5事業所			
地域密着型介護老人福祉施設あおい	〒998-0052	緑ケ丘二丁目16－1	☎41-2260
地域密着型特別養護老人ホームサン・シティⅡ	〒998-0862	曙町二丁目28－5	☎26-7770
地域密着型特別養護老人ホームあずま	〒998-0802	生石字奥山155－1	☎94-2800
小規模特別養護老人ホームライフケア黒森	〒998-0111	黒森字葭葉山54－10	☎92-3371
特別養護老人ホームグランパ・グランマ	〒998-0864	新橋三丁目1－1	☎31-8255

介護保険施設一覧

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）　8事業所			
特別養護老人ホームかたばみ荘	〒998-0015	北千日堂前字松境18－1	☎35-1451
特別養護老人ホーム芙蓉荘	〒998-0054	宮野浦三丁目20－1	☎31-2525
特別養護老人ホームライフケア黒森	〒998-0111	黒森字葭葉山54－10	☎92-3355
特別養護老人ホームさくらホーム広野	〒998-0125	広野字末広102－1	☎91-1233
特別養護老人ホームサン・シティ	〒998-0862	曙町二丁目26－1	☎26-7788
特別養護老人ホーム寿康園	〒999-6712	楢橋字大柳3－1	☎52-3413
特別養護老人ホームさくらホーム	〒999-6851	中牧田字丸福171	☎62-2941
特別養護老人ホーム幸楽荘	〒999-8234	小泉字前田50	☎64-3711

介護老人保健施設　5事業所			
介護老人保健施設ひだまり	〒998-0044	中町三丁目5－23	☎25-6356
介護老人保健施設シェ・モワ	〒998-0858	緑町13－37	☎22-1400
老人保健施設明日葉	〒998-0862	曙町二丁目18－6	☎22-3885
医療法人徳洲会介護老人保健施設徳田山	〒999-6852	相沢字道脇7	☎61-4040
老人保健施設うらら	〒999-8134	本楯字前田127－2	☎28-3131

介護医療院　1事業所			
サイトー内科介護医療院	〒998-0046	一番町9－9	☎23-7718

指定居宅介護支援事業者一覧

居宅介護支援事業者（ケアプラン作成等）　35事業所			
株式会社福祉のひろば	〒998-0001	穂積字上市神139－5	☎33-2581
在宅介護複合施設ほづみ指定居宅介護支援事業所	〒998-0005	宮海字林内23	☎33-1150
介護プラザすずらん	〒998-0011	上安町三丁目7－11	☎35-8355
在宅介護支援センターかたばみ荘	〒998-0015	北千日堂前字松境18－1	☎35-1407
にじの輪	〒998-0018	泉町1－16	☎35-1636
多機能型介護ステーションぬくもり	〒998-0018	泉町9－19	☎34-7300
ケアプランセンター明日葉	〒998-0862	曙町2－18－6	☎43-8666
ニチイケアセンター酒田	〒998-0044	中町一丁目13－15	☎21-4801
さふらん酒田南店	〒998-0044	中町三丁目2－18	☎21-3201
本間病院居宅介護支援事業所	〒998-0044	中町三丁目5－23	☎25-6320
指定居宅介護支援事業所ゆたか	〒998-0046	一番町1－17	☎43-1663
芙蓉荘居宅介護支援サービス	〒998-0054	宮野浦三丁目20－1	☎31-2227
酒田地域福祉事業所ヘルパーステーションこだま	〒998-0061	光ケ丘五丁目13－32	☎35-2955
ライフケア黒森指定居宅介護支援事業所	〒998-0111	黒森字葭葉山54－10	☎92-3414
あずま指定居宅介護支援事業所	〒998-0805	関字向126－2	☎94-2470
丸岡医院指定居宅介護支援事業所	〒998-0842	亀ケ崎六丁目9－15	☎23-8133
アースサポート酒田	〒998-0833	若原町5－2	☎26-9900
シェ・モワ介護支援サービス	〒998-0858	緑町13－38	☎24-0033
サン・シティ指定居宅介護支援事業所	〒998-0862	曙町二丁目28－5	☎26-7786
居宅介護支援事業所酒田市社会福祉協議会	〒998-0864	新橋二丁目1－19	☎23-5504
医療法人徳洲会介護老人保健施設徳田山介護センター	〒999-6852	相沢字道脇7	☎43-1919
ケアステーションあらた	〒998-0875	東町一丁目15－25	☎26-0488
在宅介護支援センターうらら	〒999-8162	上野曽根字上中割73	☎31-9770
居宅介護支援事業所幸楽荘	〒999-8232	市条字荒瀬115	☎64-4379
さわやかサービス居宅介護支援	〒999-6838	字片町3－15	☎62-2947
さくらホーム居宅介護支援事業所	〒998-0857	若浜町6－25	☎25-6636
居宅介護支援事業所樫の木	〒998-0878	こあら二丁目4－6	☎43-1781
みすみ指定居宅介護支援事業所	〒999-6712	楢橋字大柳1－16	☎43-6861
ケアプランセンターみずほ	〒998-0842	亀ケ崎五丁目7－10	☎23-0735
ＪＡ庄内みどり福祉センター	〒998-0817	熊手島字道の下熊興屋17－1	☎24-5411
指定居宅介護支援事業所キャット	〒998-0013	東泉町3－2－11	☎21-9088
介護プランありす	〒998-0054	宮野浦2－17－7	☎31-4945
居宅介護支援事業所はな	〒998-0842	亀ケ崎一丁目6－54	☎22-8577
ラポールケアプランセンター	〒998-0842	亀ケ崎二丁目26－41	☎25-5232
ケアホームわかみやの郷	〒998-0053	若宮町二丁目2－29	☎41-2556

地域包括支援センター

高齢者福祉の相談窓口として

高齢者が住みなれた地域で安心した生活が継続できるように、保健･医療･福祉･介護などの幅広い相談に対し総合的に対応してまいります。また、介護予防のための支援や、地域で高齢者を支え合う地域ケア体制の充実に向けた対応等も行っております。

地域包括支援センターは、日常生活圏域ごとに10か所設置されていますので、お気軽にご相談ください。

業務内容

①高齢者または家族に対する高齢者総合相談・支援
（介護保険対象外のサービスの相談を含みます。）
②介護予防のケアマネジメント（介護予防プランの作成やサービスの調整等。）
③高齢者に対する虐待の防止、
早期発見等の権利擁護に関する相談・支援
④居宅介護支援事業所の介護支援専門員への相談・支援

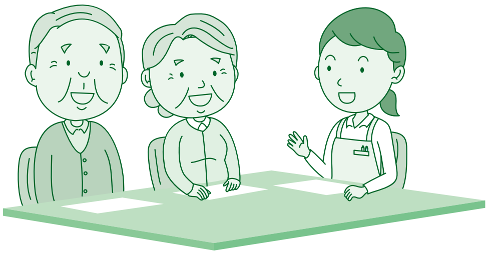

地域包括支援センター　なかまち

担当地域（小学校区）　琢成、松陵

酒田市中町３丁目5－23　　電話 23－5591
（隣接施設　本間病院内２階）

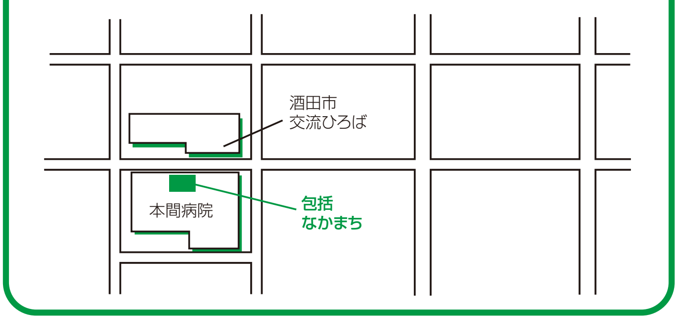

地域包括支援センター　にいだ

担当地域（小学校区）　浜田、若浜、飛島

酒田市新橋2丁目1－19　　電話 22－2640
（隣接施設　酒田市社会福祉協議会）

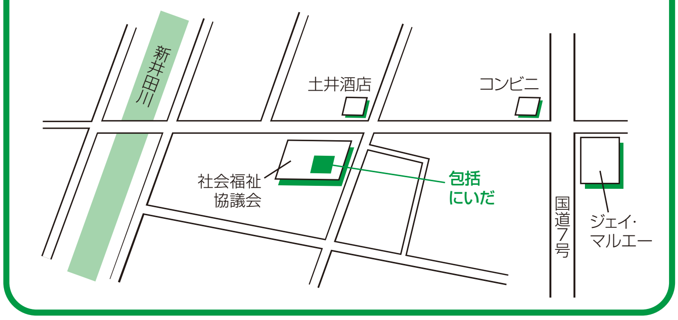

地域包括支援センター　はくちょう

担当地域（小学校区）　亀ケ崎、松原

酒田市緑町13－38　　電話 21－0818
（隣接施設　介護老人保健施設シェ・モワ）

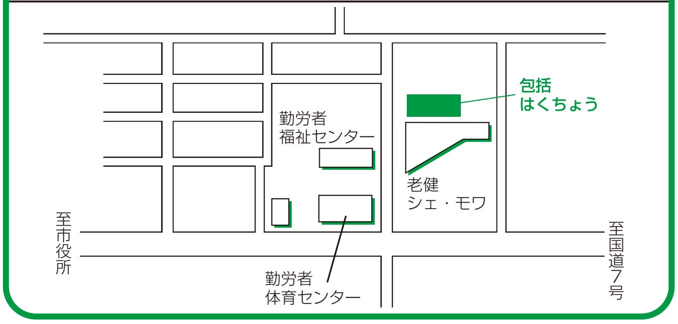

地域包括支援センター　あけぼの

担当地域（小学校区）　富士見、泉

酒田市曙町2丁目26－1　　電話 26－7789
（隣接施設　特別養護老人ホームサン・シティ）

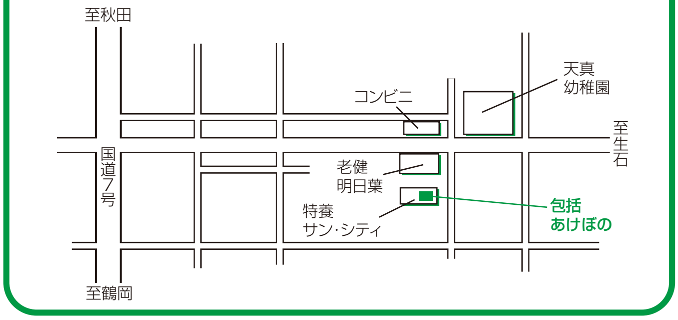

地域包括支援センター　かわみなみ

担当地域（小学校区）　浜中、黒森、十坂、宮野浦、新堀、広野

酒田市黒森字葭葉山54－10　　電話 92－3451
（隣接施設　特別養護老人ホームライフケア黒森）

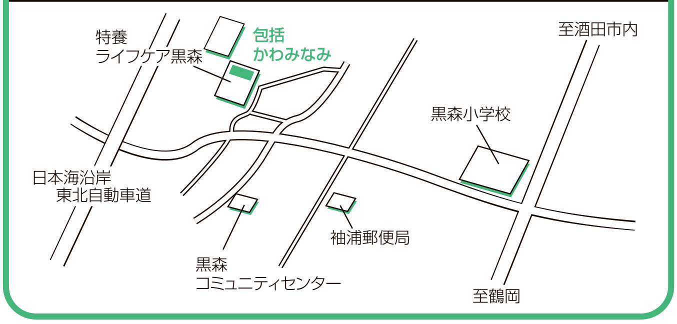

地域包括支援センター　ほくぶ

担当地域（小学校区）　鳥海、西荒瀬

酒田市本楯字地正免22－3　　電話 28－2002
（近くの施設　介護老人保健施設うらら）

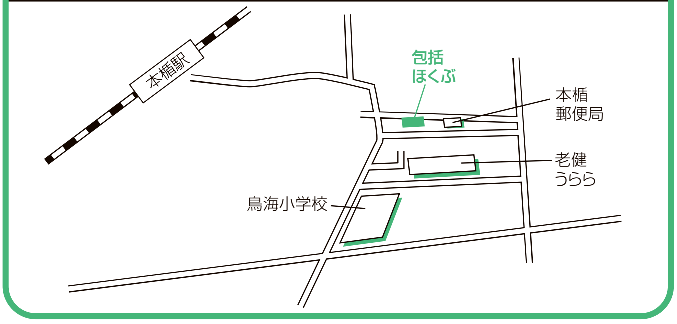

地域包括支援センター　ひがし

担当地域（小学校区）　平田

酒田市関字向126－2　　電話 94－2470
（隣接施設　デイサービスあずま）

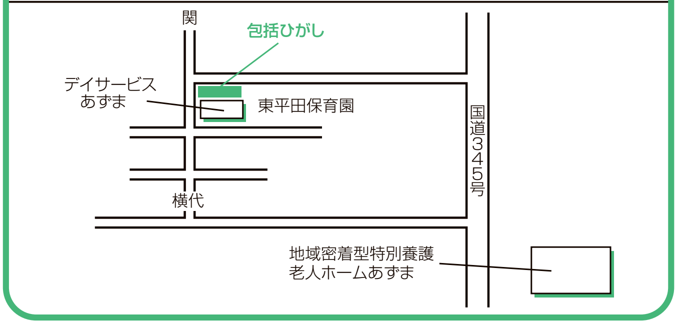

地域包括支援センター　やわた

担当地域（小学校区）　一條、八幡

酒田市市条字荒瀬115　　電話 64－3777
（隣接施設　幸楽荘デイサービスセンター）

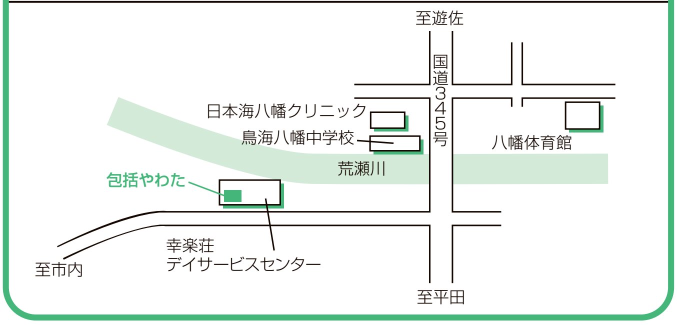

地域包括支援センター　まつやま

担当地域（小学校区）　松山

酒田市字山田32－1　　電話 61－4033
（隣接施設　介護予防センターさくらの里）

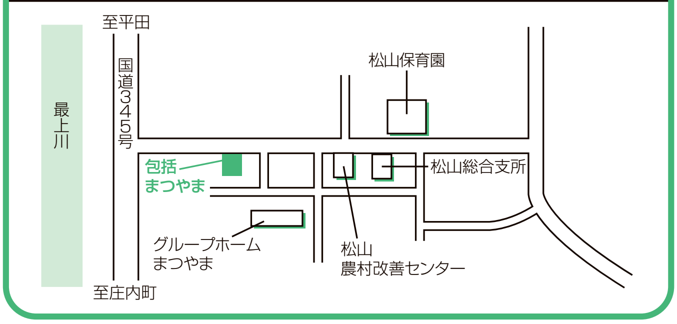

地域包括支援センター　ひらた

担当地域（小学校区）　南平田

酒田市楢橋字大柳1－16　　電話 52－3895
（隣接施設　デイサービスみすみ）

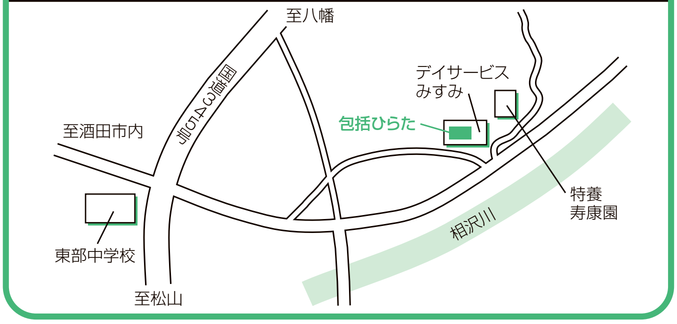

ご不明な点はこちらまでお問い合わせください

高齢者支援課（市役所本庁舎1階） 本町二丁目2番45号

- 介護認定係　☎26－5732（介護認定・介護サービス利用など）
- 介護給付係　☎26－5363（介護保険料・事業者指定など）
- 地域包括支援係　☎26－5755（介護予防・地域包括支援センターなど）
- 高齢者支援係　☎26－5780（ほっとふくし券・やさしい生活支援事業など）

福祉企画課（市役所本庁舎1階） 本町二丁目2番45号

- 地域福祉係　☎26－5731（やさしいまちづくり除雪援助事業など）

- 八幡総合支所 ☎64－3113
- 松山総合支所 ☎62－2611
- 平田総合支所 ☎52－3912

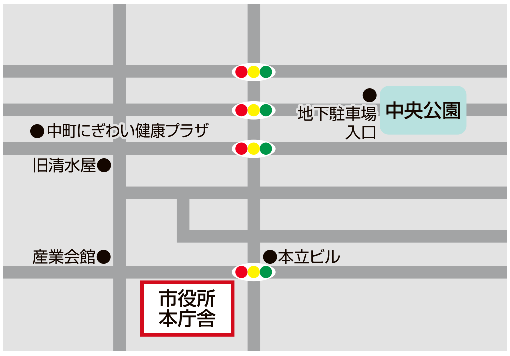

※市役所周辺駐車場が満車の場合は、酒田市中央地下駐車場を御利用下さい。（来庁者用の無料券があります）